

千葉市公告第591号

令和2年3月16日付け千葉市公告第183号により公告した、小規模修繕の受注希望者の資格等について、以下のとおり変更したので公告します。

令和2年9月11日

千葉市長 熊谷俊人

(変更前)

1 登録することができる者

登録することができる者は、千葉市内に本社若しくは本店等を有する法人又は千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 略
- (2) 法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (3) 千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者
- (4) ～ (7) 略

(変更後)

1 登録することができる者

登録することができる者は、千葉市内に本社若しくは本店等を有する法人又は千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 略
- (2) 法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められた者は除く。）
- (3) 千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められた者は除く。）
- (4) ～ (7) 略